

令和4年10月18日 行政経営改革推進本部会議

開催日時 令和4年10月18日(火) 午前9時20分から午前9時50分まで

開催場所 全員協議会室

出席者 辻川副市長、山本副市長、教育長、総合政策部長、総合政策部理事(経営・DX戦略担当)、危機管理監、総務部長兼法令遵守監、まちづくり協働部長、環境経済部長、健康福祉部長、健康福祉部理事(健幸都市づくり・地域共生社会推進担当)、子ども未来部長、都市計画部長、技監、建設部長、建設部理事(プール整備・草津川跡地整備担当)、建設部理事(住宅担当)、上下水道部長、教育部長、教育部理事(学校教育担当)、議会事務局長

欠席者 まちづくり協働部理事

議事概要 下記のとおり

1 重要報告事項

(1) 使用料・手数料等の見直しについて

【資料1、2、3】

【経営戦略課長より資料に基づき説明】

- ・「草津市行政経営改革プラン(令和3年度～令和6年度)」に基づき、物価や所要経費の変動等に対応した適正な受益者負担を求めるために、使用料等の全庁的な見直しを行うもの。
- ・11月8日開催予定の全員協議会において、【資料1】の見直しの概要、【資料2】の各項目の一覧により、議会に説明を行う。見直し対象件数は、計130件。
- ・全庁的な見直しについては、3～5年ごとの定期的な見直しをルール化しており、今回は、4年後の令和8年度に行う。
- ・【資料3】では、本部会議限りの参考資料として、経済情勢と今回の使用料等の見直しに伴う影響を整理している。
- ・使用料等の見直しについては、主に実績反映型の算定による受益者負担の適正化を目的とし、過去の物価変動等を考慮するものであり、昨今の急激な物価上昇の影響を受けるものではないことを認識いただきたい。

【主な質疑・意見】

- ・No. 122「キッズシネマ塾受講料」について、講師謝礼を講座の定員数で割ると、1人当たりの受講料が12,000円まで上昇してしまうことを懸念している。例えば、原価計算式に、映画を視聴する人数を含めることなどにより調整することは可能か。
 - ※・当初：1,000円(立命館大学の講座受講料を基に設定)
 - ・平成29年度の見直し時：激変緩和措置により(1.5倍以内の)1,500円
 - ・今回の見直し案：激変緩和措置により(1.5倍以内の)2,200円
- ⇒議会等に対して説明を行うのは、担当課となるため、双方が納得できるよう、再度、調整を行う。
- ・No. 37「地番図複写手数料」等、積算の中で、システムに係るランニング経費は含まれているのか。
 - ⇒含まれている。
 - ・受益者負担の適正化を図るため、過去の実績を使用料等に反映するという趣旨は理解しているが、昨今の物価上昇の影響を懸念している。次回の見直し時は、将来の物価を反映する考え方も検討されたい。

- ・【資料3】について、経済情勢と使用料等の見直しに伴う影響を整理しているとのことであるが、光熱水費の上昇等を理由として見直すものは少ないのではないかと。議会の説明に当たっては、物価上昇の影響は、(実績を反映するため)次回の見直しに影響があるということを説明した方が良いのではないかと。
- ⇒【資料3】は、本部会議限りの資料として、物価の上昇については、今後、(現時点の各研究機関等の予測によると)沈静化していくということと、今回の見直しについては、過去の物価を考慮したものであることを認識いただくため、作成しているものである。昨今の物価上昇の影響が(特異値となる可能性も考えられるため)、次回の見直しに影響することをあえて説明する必要はないと考えている。
- ・見直しの時期について、通常、4年周期としていたものを、今回、5年周期として実施した理由は。
※前々回:平成25年度、前回:平成29年度(4年周期)、今回:令和4年度(5年周期)
- ⇒(見直しに当たっては、主に過去3年間の実績を踏まえた実績反映型による手法を採用しており、令和元年10月から消費税が10%となっていることを踏まえ、従来の周期から1年遅らせ、今年度に見直しを行うものである。
- ・全庁的な見直し時期については、3～5年の間隔としているのであれば、「令和8年度に行う」と、現時点で明確に記載する必要があるのか。
- ⇒表現の修正について、検討する。
- ・11月8日開催予定の全員協議会での対応に当たり、対象となる使用料等を所管されている部長級の方に対して、別途、出席の依頼をさせていただく。

(2)新指定ごみ袋制度等について

【資料4、5、6】

【環境経済部長より資料に基づき説明】

- ・令和4年3月に策定した「第3次草津市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」に基づき、重点施策の一つとして「焼却ごみ袋の有料購入」の検討を進めてきた。10月13日の市政戦略会議において方針を確認し、決定した内容について、【資料4】の「市指定ごみ袋制度の見直し」と、【資料5】の「事業系ごみ処理手数料の見直し」において整理している。
- ・焼却ごみ袋は、1枚目からの有料購入する制度に変更する。プラスチックとペットボトルのごみ袋については、資源ごみ袋に統合し、世帯一律で年間40枚分を、これまでどおり引換券により無料配付する。
- ・焼却ごみ袋は、15・30・45リットルの3種類の袋を作成し、プラスチックとペットボトルのごみ袋は、コスト削減のため、資源ごみ袋として統合し、これまでどおり60リットルの袋とする。
- ・袋の形状については、現行から変更せず、焼却ごみ袋のみ取っ手を設ける。袋の色について、焼却ごみ袋は、橙色系統の印字、資源ごみ袋は、紫色系統の印字へと変更する。
- ・手数料について、焼却ごみ袋は、ごみ処理費用を含めずに価格を抑え、容量に応じて手数料の額に差を設け、45リットル袋10枚で150円、30リットル袋10枚で100円、15リットル袋10枚で50円とする。資源ごみ袋は、焼却ごみ袋との容量に差を設け、60リットル袋10枚で150円とする。
- ・新ごみ袋の販売は、令和5年10月から開始とする。また、資源ごみ袋の引換券は、令和5年9月から配付し、実際の引換えは10月1日からとする。なお、令和5年10月以降も、引き続き、旧のごみ袋を継続して使用可能とし、旧のごみ袋の新しいごみ袋への交換対応は行わない。
- ・ごみ袋取扱店への販売・引換手数料について、取扱方法の変更により、販売手数料を1枚につき4円とされていたものを、2円に変更し、引換手数料の1枚につき1円は継続とする。
- ・一定の世帯に追加で配布している「おむつ加算」については、ごみ処理費用を含めず、袋の価格を抑えることで、経済的負担の軽減が図れることなどから、廃止する。「剪定枝」の取扱いについては、変更なし。
- ・今後のスケジュールとして、11月8日に開催予定の全員協議会において、【資料6】により議会説明を行

い、手数料条例の改正案を提出し、可決された後、必要な手続きを経た上で、広報誌等を活用した丁寧な周知を進め、令和5年10月1日から新指定ごみ袋制度の開始を予定している。

- ・「事業系ごみ処理手数料の見直し」について、近隣他市の状況を踏まえ、1回の搬入量が200kg以上の場合の手数料単価を「170円／10kg」から「210円／10kg」に引き上げる。令和5年4月1日からの施行を予定している。

【主な質疑・意見】

- ・焼却ごみ袋について、販売単位は10枚となるため、「1枚目から有料購入する制度」という表現が分かりにくいのではないか。

⇒表現の修正を検討する。

- ・ごみ袋取扱店への販売・引換手数料を引き下げた要因は。

⇒今回の制度の見直しは、取扱店の負担軽減にもつながることから、調整を行った結果、引き下げるもの。

- ・ごみ袋取扱店への販売・引換手数料についても、10枚単位での表現が良いのではないか。

⇒表現の修正を検討する。

2 その他

- ・特になし

概要作成担当	草津市 総合政策部 経営戦略課 行政経営係
電話	077-561-6544
メール	keiei@city.kusatsu.lg.jp